

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和六年十月二十八日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

住 所	土地所有者 氏 名
広島県三原市青葉台一二番二三号	熊丸 訓司
不明 ただし、戸籍附票上の職権消除前の住所 広島県福山市瀬戸町大字地頭分五三七番地	松浦 忠義
不明	不明 但し（亡）濱崎明子相続人 （相続人不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分二三五三番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 長谷川 虎一 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分一八七番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 安達 政一 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分一一九八番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 長迫 政人 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分七二九番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 熊沢 徳一 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分一〇八〇番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 村上 郡之助 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分五四〇番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 小川 一雄 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分五三三番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 三角 己之助 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分三五六番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 山本 昭 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分三四九番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 矢野 弥三郎 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分四〇〇番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 北田 長次 （存否不明）

不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分四一一番地の一	不明	ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 藤井 キヨコ (存否不明)
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分一四五番地の三	不明	ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 奥江 治三郎 (存否不明)
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分四〇二番地	不明	ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 石井 ハシ (存否不明)
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分五二一番地	不明	ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 奥江 政男 (存否不明)
不明		不明	ただし、(亡) 高橋ツルヨ 相続人(相続人不明)
不明	ただし、戸籍附票上の職権消除前の住所 岡山県岡山市高島二丁目八番二一〇八号	矢野 哲	

二 送達すべき書類の名称

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事(福山沼隈道路・広島県福山市野上町三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで)及び県道熊野瀬戸線改築工事(広島県福山市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで)並びにこれに伴う農業用水路付替工事に係る土地収用事件の裁決書正本及び令和六年七月二十三日付け更正決定書正本

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)	
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字コウゲ畑	七五七二番 二	山林	山林	六〇〇	六〇〇・五一	六〇〇・五一
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字虎	七五四七番 三	山林	山林	五三二	五三二・二八	五三二・二八
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字虎	七五四八番 三	山林	山林	三五	三五・五九	三五・五九
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字虎	七五四八番 四	山林	山林	一・九一	一・九一	一・九一

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、令和六年十一月十八日に、その書類の送達があったものとみなされます。